事務連絡

令和５年４月７日

富士市歯科医師会 会員の皆様

富士市保健部健康政策課

課長　押見　賢二

**新型コロナワクチン「令和５年春開始接種」の接種券発行申請について（依頼）**

日頃から、本市の新型コロナワクチン接種事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、本市では、国の方針に沿って令和５年春開始接種の準備を進めているところです

が、報道等で御案内のとおり、春開始接種の接種対象は、初回接種（１・２回目接種を完了した人で、前回の接種完了から３が月経過した人のうち①65歳以上の人、②基礎疾患のある人、③重症化リスクの高い方が集まる医療機関・高齢者施設等の従事者とされ、接種対象が限定されております。

つきましては、医療従事者の皆様の接種券発送方法等は以下のとおりといたしますので、御協力をお願いいたします。

なお、富士市以外にお住まいの方の接種券は、住所地にお問い合わせください。

記

**１　接種券について**

令和５年春開始接種は接種対象が限定されます。

・　65歳以上の人　⇒　接種券の申請は不要。住所地に送付します。

・　64歳未満の医療従事者　⇒　接種券の**申請が必要**です。勤務地に送付します。

**２　接種券の送付先**

春開始接種は接種対象が限定されているため、接種券の送付先は「住所地」ではなく「**勤務先の医療機関**」とします。

**３　申請期間**

**令和５年４月10日（月）から21日（金）まで**

**４　接種券の発送時期**

４月21日（金）までに申請のあった情報を基に、５月２日（火）から順次発送予定です。

**５　接種券の申請方法（富士市民に限る。）**

Excelファイル「接種券申請者リスト（〇〇）」に必要事項を記入し、ファイル名の（〇〇）を施設名に置き換えて申請してください。

**例：接種券申請者リスト（〇〇歯科医院）**

　　**Excelファイルは近日中に富士市歯科医師会会員ホームページに掲載する予定ですが、それまでは富士市歯科医師会事務局へお問い合わせください。**

※　接種券は、**住所地で発行**することとなるため、富士市が発行できる接種券は富士市民のものに限られます。

※　接種券の申請にあたっては、**必ず、本人の同意を得てください。**

※　電子データでの提出に御協力をお願いします。**（ＰＤＦファイル不可）**

（メールが使用できない場合、ＦＡＸでの提出も可としますが、事務処理に時間が

かかるため、接種券の送付が遅くなることがあります。）

**FAX送信用紙が必要な場合は富士市歯科医師会事務局へお問い合わせください。**

　●　提出先

ファイルを添付し、下記のメールアドレスへ申請してください。

　fujishi-vaccine@ex.city.fuji.shizuoka.jp

**６　その他（接種券の発行）**

１）接種券は、印刷業者から富士市へ４月28日（金）に納品されます。申請のあった分の接種券を医療機関単位でまとめ、医療機関へ直接送付します。医療従事者であるかを確認するため、住所地に送付することはありません。

２）65歳以上の人（①の人）は接種券の申請が不要であり、接種券は住所地に送付されますが、**医療機関への送付を希望する場合**は、該当する方の氏名をファイルに記入し、必ず、**４月21日（金）までに申請してください**。発送処理の都合上、それ以降は対応できないため、御了承ください。

３）４月28日（金）の納品後、５月２日（火）から順次、郵便局へ持ち込みます。

大型連休中は配達がないため、**医療機関に接種券が届くのは、５月８日（月）以降となります。**

**７　その他**

**（使用ワクチンについて）**

令和５年春開始接種は、**オミクロン株対応ワクチンのBA.4-5ワクチン**を使用します。

春開始接種にあたり、国からファイザー社製ワクチンの新規の供給がないため、富士市では、医療機関や施設での接種はファイザー社製ワクチンを、集団接種はモデルナ社製ワクチンとする予定です。（在庫がなくなり次第切替え）

**（接種費用について）**

令和５年度中のワクチン接種は、これまでと同様、自己負担はありません。

**（富士市民以外の接種について）**

住民登録のある市町の接種券をお持ちであれば、富士市での接種は可能です。

　富士市に住所登録のない方には接種券を発行できません。住民登録のある市町に接種券の請求を行ってください。

【問い合わせ】

富士市保健部健康政策課コロナワクチン班

電話：0545-64-8991　FAX：0545-64-7172